

宅建にいがた

題字は元新潟県知事 君 健男氏

2019.9.15 第330号 (毎月15日発行)

由行
好風
徑子

奈良薬師寺元管主 高田好風師記念の書

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第16条第1項に規定する 知事指定薬物の新規指定について

— 新潟県福祉保健部 —

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第16条第1項に規定する知事指定薬物として新たに3物質を指定しました。詳しくは、新潟県告示第363号をご覧ください。

http://kenpo.pref.niigata.lg.jp/bn/R01_08/0829_g1/g1_20190829i18606.pdf

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律における指定 薬物及び医療等の用途を定める省令の一部改正について

— 新潟県福祉保健部 —

厚生労働省医薬・生活衛生局長より次に掲げる3物質について、標題の法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した旨の通知がありましたので、お知らせ致します。

新たに指定された物質

- ① N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルクロペンタンカルボキサミド及びその塩類
- ② 5-(5-フルオロペンチル)-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-2,5-ジヒドロ-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類
- ③ 5-ペンチル-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-2,5-ジヒドロ-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類

【お問い合わせ先】新潟県福祉保健部医務薬事課

薬事指導係 滝川 様 TEL: 025-280-5188

国土利用計画法に規定する事後届出に係る一層の法令遵守について

— 新潟市 —

国土利用計画法においては、大規模な土地(※)について、売買等の取引をした場合に、契約を締結した日から起算して2週間以内に土地の権利取得者が土地の利用目的及び取引価格等を市長に届け出ることとされていますが、届出が必要な土地取引について届出がなされていない場合が多くあることから、改めて事後届出制度についてご確認いただき、一層の法令遵守に向けたご理解とご協力をお願い致します。

(※)届出の必要な面積

①市街化区域 2,000㎡以上

②市街化調整区域 5,000㎡以上

【お問い合わせ先】新潟市 都市計画課 開発審査・景観担当

石丸 様・石黒 様 TEL: 025-226-2825(直通)

『宅建にいがた』には重要な情報が掲載されておりますので、会社内でご覧下さいませますようお願い致します。



会員皆様の優しい心配りで、我が国の戦後の復興から今日の世界に誇る豊かな国を形成された、高齢者の方々の見守りをお願いいたします。
本会は、平成19年10月31日、新潟県との間で、全国に先駆けて「民間賃貸住宅に居住する高齢者の見守りに関する覚書」の締結をいたしております。

—（公社）全宅連—

本年度の不動産実務セミナーは、講義動画をインターネット上で配信して行う「WEB開催方式」へとリニューアルして実施致します。

会員皆様は、無料で視聴できますので、是非ともご視聴いただきスキルアップにお役立てください。（全宅連書式のダウンロードと同じID・パスワードが必要となります）

○セミナーの詳細や視聴方法については下記よりご確認ください。

<https://www.zentaku.or.jp/training/seminar/seminar2019/>

『新潟県への移住促進イベント』に参加

- ◆ 8月12日（月・祝）、中央日本4県合同移住相談会&セミナーが東京交通会館3階のグリーンルームで開催され、相談員として参加致しました。

移住希望地ランキングの、昨年度のトップクラス4県である「新潟・長野・山梨・静岡」が合同で開催する本移住相談会は実際の移住体験者によるトークセミナーも交え、終日大勢の来場者で賑わいました。

宅建協会の相談ブースには4名が訪れ、退職後に田舎暮らしをするための住まいに関する相談等に対応致しました。

（写真：移住希望者の相談に対応する清水社会貢献委員長）



- ◆ 9月1日（日）、ふるさと回帰支援センターで、第2回にいがた暮らしセミナーが開催されました。セミナー参加者が「自分が参加したい移住体験ツアー」を、出展した市と一緒に考える来場者参加型のイベントの第2弾で、出展団体のプレゼンタイムでは『不動産に関することは些細な事でも宅建協会へ気軽に相談してほしい』旨をPR致しました。

相談ブースを訪れた移住希望者からは「今までどこへ聞いたら良いか分からなかったことが、この会場でまとめて聞く事が出来た。大変役に立った。」との声が聞かれました。

（写真：住まい探しの注意点について助言する中島社会貢献副委員長）



- ◆ 8月25日（日）、新潟県のU・Iターン転職フェアが東京表参道・新潟館ネスパスで開催され、相談員として参加致しました。

当日は43組が来場し、転職を考える6名の方から移住後の住まいについての相談を受けました。



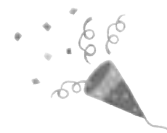
（写真：相談に対応する藤横社会貢献委員）

☆20代以下が希望する移住地
ランキング(2018年)

順位	県名
1	新潟
2	長野
3	静岡
4	北海道
5	富山

（ふるさと回帰支援センターデータより）

2017年に引き続き
2018年も新潟県1位！！



賃貸管理のスペシャリスト 賃貸不動産経営管理士講座開催

8月21日（水）、22日（木）の2日間、コープシティ花園ガレソホールにおいて賃貸不動産経営管理士講座が開催され、66名の方が受講されました。栞原賃貸不動産管理業協会新潟県支部長は、「2日間、講習をしっかりと受講し、管理実務についての知識を深めるとともに、本年11月の試験に合格し、賃貸住宅管理業を担う資格者としてご活躍いただきたい」と挨拶をされました。

講習修了者は、11月本試験で出題40問のうち4問が免除されます（2年間有効）。

「賃貸住宅管理業者登録制度」の法制化等について

昨今、賃貸管理業界では、サブリース契約に関するトラブル等が社会問題となり、業務における適正なルールが求められ、賃貸住宅管理業の法制化に向けた国の動きが活発化しています。国土交通省では、賃貸住宅管理業等のあり方に関する検討会が発足され、平成30年10月に「今後の賃貸住宅管理業のあり方に関する提言」がとりまとめられました。そこでは、管理士の役割の明確化が求められると言及されるなど、社会的な重要性は増しています。



1日目、右から栞原支部長
丸山研修・人材育成副委員長



2日目、右から栞原支部長
石井研修・人材育成委員



受講者の皆様

（一社）全国賃貸不動産管理業協会（全宅管理） 新規会員募集！

全宅管理では「賃貸不動産管理業」を単に賃貸媒介の付随業務にとどまらない独立かつ主体的な業務であると捉え、健全な発展と確立を目指しています。また、業の確立に向けた研究・提言等により会員皆様の業務をサポートします。

【入会特典 ～全7種プレゼント中～】 — 2020年3月31日入会受付分まで —

「賃貸不動産管理業務マニュアル」「賃貸不動産管理 標準化ガイドライン」「賃貸不動産管理 標準化ガイドラインの手引き」「入居のしおり(10部)」「間取りクラウド」「ひな形 Bank」、さらに「全宅管理フラッグ」をプレゼントしております。

【入会金・年会費】

入会金 20,000 円 年会費 24,000 円（月額 2,000 円×12ヵ月分）

※4月1日より全宅管理サポーター制度が始まり、全宅管理会員の皆様が所定の書式により、新規入会会員を紹介することで入会金2万円が免除されます。

※年度の途中でご入会いただいた場合、会費（月割）が発生します。

【ご入会手続き】

全宅管理のホームページより入会申込書をダウンロードの上、必要事項をご記入いただき全宅管理あてに郵送、またはファックスにてご送付ください。

※詳細は、全宅管理ホームページをご覧ください。<http://www.chinkan.jp/>

業務研修会のお知らせ

第2回、第3回業務研修会を下記の日程で開催致します。会員皆様の多数のご参加をお待ちしております。

<第2回>

開 催 日 時	会 場	講師及び研修テーマ（予定）
令和元年11月11日(月) 研修 13:30～	『デュオ・セレッソ』 上越市西城町 3-5-20	(第1部) 講師：税務署 ご担当者 様 研修：資産税と消費税について [上越会場のみ第1部は都合により下記のテーマになります] 講師：上越市役所 係長 小山 真吾 様 研修：移住・定住を希望される方の相談 内容と上越市の支援事業
11月12日(火) 研修 9:30～	『長岡リリックホール』 長岡市千秋 3-1356-6	(第2部) 講師：(株)ときそう 代表取締役 吉野 莊平 様 研修：知っておきたい重要事項説明の テクニック
11月12日(火) 研修 14:00～	『新潟テルサ』 新潟市中央区鐘木 185-18	(第3部) 講師：新潟県河川管理課 ご担当者 様 研修：宅地建物取引契約における水害リ スクの説明

<第3回>

開 催 日 時	会 場	講師及び研修テーマ（予定）
令和2年2月13日(木) 研修 13:30～	『デュオ・セレッソ』 上越市西城町 3-5-20	(第1部) 講師：(一社)建築物石綿含有建材調査者協会 ご担当者 様 研修：アスベストについて
2月14日(金) 研修 9:30～	『長岡リリックホール』 長岡市千秋 3-1356-6	(第2部) 講師：深沢綜合法律事務所 弁護士 柴田 龍太郎 先生 研修：民法改正について
2月14日(金) 研修 14:00～	『新潟テルサ』 新潟市中央区鐘木 185-18	

新潟県との
災害協定
大規模災害の発生時に、被災者に対し民間賃貸住宅を無料で貸します。
新潟県宅地建物取引業協会

平成10年5月1日、新潟県と本会との間で
全国で初めての「災害時における、民間賃
貸住宅の媒介に関する協定書」に調印いた
しております。

平成18年6月22日
新潟県警察本部と
本会の間で、「こども
110番の店」に関
する覚書に調印し、
新潟県教育委員会
と協力し、安全な地
域づくりのための
活動を推進してお
ります。

こども
110番の店
新潟県警察本部
新潟県教育委員会
新潟県宅建協会

発行所 公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会新潟本部
〒950-0084 新潟市中央区明石 1-3-10 新潟県宅建会館
電 話 025-247-1177
ホームページアドレス <http://www.niigata-takken.or.jp>
Eメール takken@niigata-takken.or.jp
発行人 志田 常弘 編集人 阿部 誠

ホームページ来訪者
8月1日～8月31日迄

3,437名
1日平均111名